

募集要項

東成区役所総務課において、職員の事務補助を行う会計年度任用職員（パートタイム）を募集します。

1 募集内容

(1) 採用予定数

2名

(2) 職務内容

大阪市東成区役所総務課に勤務し、以下の業務等に従事していただきます。

- ・ 調査関係書類・用品の管理
- ・ 調査用品の仕分け・分配・確認作業
- ・ 書類整理や書類の編綴・複写・簿冊の作成
- ・ PC エクセル等への入力作業

(3) 任用期間

令和8年4月14日（火曜日）から令和8年5月15日（金曜日）

(4) 勤務場所

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号
東成区役所総務課

2 勤務条件等

(1) 勤務日数 週5日（月曜日から金曜日）

(2) 勤務時間 10:00～16:45

休憩時間 12:15～13:00

※超過勤務はありません。

(3) 休日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 報酬等

月額 8,398 円

- ・ 給与改定等により、採用時には変更される場合があります。
- ・ その他、通勤手当などがあります。
- ・ 賃金支払日 翌月の17日（支払日が土曜日・日曜日・祝日等に当たるときは別途通知します。）
- ・ 賃金支払方法 銀行振込

(5) 社会保険等

社会保険 適用なし

雇用保険 適用あり

(6) 服務事項

地方公務員法の規定が適用され、以下の場合には懲戒処分の対象となります。

- A. 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合
- B. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- C. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

3 応募資格

- ① パソコン（word・Excel）の基本的な操作ができる方
- ② 大阪市内もしくは、大阪近郊に居住の方。
ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ・ 地方公務員法第 16 条各号に該当する方

[参考] 地方公務員法第 16 条（抜粋）

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考から採用まで

(1) 面接試験

主として、職務に対する適性、意欲及び姿勢等を審査します。

(2) 選考方法

- ・ 選考は面接試験により行い合否を決定します。
- ・ 面接試験の成績が基準点に達した方の中から、得点が上位の方を合格とします。
- ・ 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は不合格とします。そのため、合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ・ 合格後、受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格を取り消すことがあります。

(3) 選考結果

郵便にて受験者あて全員に通知します。

5 試験日時・場所

(1) 試験日時

令和8年4月3日（金曜日）または令和8年4月6日（月曜日）のうち
指定する時間

・面接の集合時間は、別途ご連絡します。

(3) 集合場所

大阪市東成区役所 3階総務課

6 応募方法

応募される方は次の書類を送付又は持参してください。

(1) 必要書類

A. 会計年度任用職員採用申込書：1通

B. 申し立て書：1通

C. 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号）：1通

- ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。また、写真の裏に「氏名」を必ず記入してください。
- ・採用申込書、申し立て書は、本市所定の様式に限ります。
- ・採用申込書は、後掲の申込書受付場所まで受け取りに来ていただくか、下記リンク先から取得してください。
- ・「受験案内」送付用の定形封筒には、必ず宛先を記載のうえ、110円の切手を貼付してください。なお、切手の貼付がない場合は、受験案内を送付しませんので、ご注意ください。

(2) 受付期間

書類等を持参される場合

A. 申込み期間

令和8年3月27日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。

B. 受付時間

午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分

C. 申込書受付場所

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

大阪市東成区役所総務課（32番窓口）

郵便等で送付される場合

A. 申込み期間

令和8年3月27日（金曜日）まで【当日必着】

B. 申込書送付先

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

大阪市東成区役所総務課（32番窓口）

- ・ 「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。
- ・ 簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）以外の方法により送付された場合の事故等については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けできません。

7 受験案内の送付

試験時間等の詳細については、受験者本人あてご連絡します。

8 その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 受験に際し、大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・ 市民から信頼される市政の実現を図るため、サービス規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、適宜、管理監督者からの指導が行われています。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものとなりますので、内容を心得た上で申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例（抜粋）】

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律してサービス規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、サービス規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・ 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること。

- ・ 勤務時間中は、喫煙を行わないこと。
- ・ 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと。
- ・ 在職中は、入れ墨の施術を受けないこと。

9 問合せ先

大阪市東成区役所総務課（担当：池田・南）

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

電話：06-6977-9626 FAX：06-6972-2732